

令和8年度 保育施設入所のしおり



©国立市観光まちづくり協会
くにニャン

令和8年度のクラス年齢

4月1日時点の年齢で決定します。誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日	
0歳児	令和7年(2025)4月2日以降	2歳クラスまでの園 ・こぐまこどものいえ ・さくらっこ保育園 ・あじさい保育園 ・ひいふうみ ・パピー ・パンピ
1歳児	令和6年(2024)4月2日～令和7年(2025)4月1日	
2歳児	令和5年(2023)4月2日～令和6年(2024)4月1日	1歳クラスからの園 ・国立保育園
3歳児	令和4年(2022)4月2日～令和5年(2023)4月1日	
4歳児	令和3年(2021)4月2日～令和4年(2022)4月1日	3歳～5歳クラスの園 ・かえるの森
5歳児	令和2年(2020)4月2日～令和3年(2021)4月1日	

国立市 子ども家庭部
保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係
〒186-8501
国立市富士見台2丁目47番地の1
電話 042-576-2427(直通)
042-576-2111(内線139・207・406)

目 次

令和 8 年度からの変更点	1
令和 8 年度申込み日程	2~3
市内保育施設 MAP	4
国立市内の保育施設一覧	5
認定から入所まで	6~13
配慮を必要とする児童の受入について	14
保育施設等利用調整基準	15~17
利用者負担額(保育料)・給食費(副食費)・延長保育利用料について	18~19
利用者負担額表(2号・3号)	20
給食費(副食費)について	21
延長保育実施施設・利用料一覧	22
入所してから	23~24

各保育施設の紹介

○認可保育所 25~33

公立：なかよし保育園・西保育園・東保育園
 私立：春光保育園・国立保育園・和光保育園・あいわ保育園・向陽保育園・国立あゆみ保育園・
 北保育園・国立あおとり保育園・きたひだまり保育園・こぐまこどものいえ・
 国立たいよう保育園・さくらっこ保育園・国立クムクム保育園・国立ひまわり保育園・
 矢川保育園

○認定こども園 34

小百合学園(小百合幼稚園・さゆり Nursery)・かえるの森

○地域型保育事業(小規模保育事業所・家庭的保育事業所) 35~36

あじさい保育園・ひいふうみ・パピー・バンビ

未就園児への事業等について	37
保育施設詳細情報	38~39
よくあるご質問(Q&A)	40~42
公立保育園民営化の取組について	43
申込書記入例	44
認証保育所・企業主導型保育所・幼稚園について	69
その他 お問合せ先	70

はさみ込み書類

提出用書類

全 員	施設型給付費等認定申請兼利用申込書	45	保 護 者 1	就労証明書	59
	保育施設等利用調査書	46		就労証明書記入見本	60
提出書類添付票	47	就労時間等の状況に関する申立書		61	
全 員	きょうだい同時申込みに関するチェックシート	49	保 護 者 2	就労証明書	63
	保育施設等利用申込み用チェックシート	51~52		就労証明書記入見本	64
	マイナンバー(個人番号)提供書	53~54		就労時間等の状況に関する申立書	65
	利用申込児童の状況書 (2人分入っています・3人以上お申込みの場合は コピーしてお使いください)	55~58	該 当 者	在園証明書(幼稚園・認定こども園・ 認可外保育施設等在園児童用)	67

就労以外の要件書類については、P10「申込みに必要な書類」をご参照ください。

その他世帯の状況により、別途必要書類が必要な場合があります。

令和8年度からの変更点

1. 郵送受付の締切の変更

郵送受付の締切を消印有効としていましたが、締切日必着に変更いたします。

2. 受付期間の変更

郵送受付と窓口受付の期間を別に設定していましたが、受付期間中は郵送・窓口どちらも受付可能とし受付期間を4週間から3週間とします。

また、夜間開庁の期間を3日間から2日間に変更いたします。

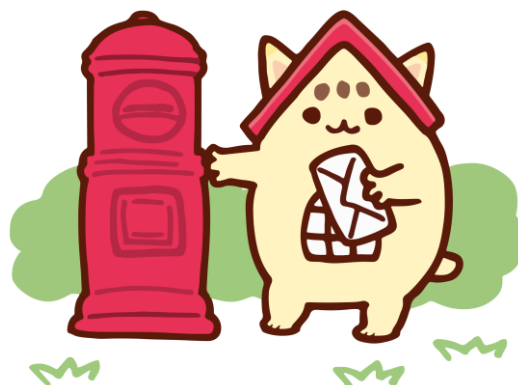
3. 調整指数および利用調整方法の変更があります

▶保護者の市内の認可保育所等の就労に伴う加点条件の一部変更

P16 調整指数表番号 4、保護者の市内の認可保育所等の就労に伴う加点+2 について、利用希望保育施設等を5か所以上記載⇒市内利用希望保育施設等を5か所以上記載、に変更します。

4. 必要書類の様式に変更があります

利用申込児童の状況書の様式を変更いたしました。



令和8年度 申込み日程

令和7年度の入所申込み(転園含む)をすでに行っている方で待機中の方も、令和8年度の入所を引き続き希望する場合は、改めて申込み手続きをしてください。

1. 申込み方法(通年)

郵送受付	<p>下記送付先まで必要書類一式をご郵送ください。 到着後、ご記入いただいた携帯電話番号にショートメッセージで、到着確認のご連絡をいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>送付先 〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1 国立市役所 子ども家庭部 保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係 行</p></div> <p>注)・郵送料、封筒代は差出人負担です。料金不足がある場合は、<u>受理せずに返却いたします。</u> 令和6年10月1日から郵便料金に変更となっていますので、ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none">電話による書類の到着確認はお答えできませんので、前記の到着確認メールでご確認いただくか、追跡可能郵便(特定記録郵便やレターパック等)をご活用ください。郵便事故や宛先誤り等の理由による未達につきましては、市としては責任を負いかねますのでご了承ください。書類不備や不足等を申込み期間内に訂正・提出いただけない場合、利用調整において不利となる可能性があります。ご提出前に、不備や不足等がないか必ずご確認をお願いします。
窓口受付	<p>入所希望月の申込み受付期間内に、必要書類を 国立市役所 保育・幼稚園係(1階19番窓口)にご提出ください。(平日のみ 8:30~17:00)</p> <p>注)・申込みは原則保護者本人が行ってください。代理人が申込みをする場合は委任状が必要となります。 ・夜間、休日窓口、駅前プラザ、市民プラザ等では受付できません。</p>

2. 令和8年4月 受付日程

《1次受付》 募集人員は、市報10月20日号に掲載
対象は、市内児童(転入確定者含む)と市外在住0歳クラス(市内児童優先)

●窓口受付・郵送受付(必着)

令和7年11月4日(火)~11月19日(水) (平日のみ 8:30~17:00)

令和7年11月20日(木)~11月21日(金) (夜間開庁あり 8:30~20:00)

令和8年1月26日(月)に結果通知を発送します。発送前は、お答えできませんのでお問合せはご遠慮ください。

令和8年4月入所は、令和8年2月3日までにお生まれのお子さんが対象です。申込み時点で出産予定の方は、「保育施設等利用申込の出生に関する同意書」(国立市ホームページよりダウンロード可)をご提出ください。

例年、窓口はたいへん混雑します。特に受付期間終了間際は非常に混雑し、お待たせすることになります。期日に余裕をもったお申込みをお願いいたします。

《2次受付》 募集人員は、市ホームページに掲載（1次利用調整の欠員分）
 対象は、市内児童（転入確定者含む）と市外児童（1歳児を除く）（市内児童優先）

●窓口受付・郵送受付（必着）

令和7年11月25日（火）～令和8年2月6日（金）

8：30～17：00（土・日曜・祝日及び年末年始を除く）

令和8年2月末頃、結果通知を発送します。2次の利用調整結果によっては、3次受付・利用調整が行われる場合があります。その場合は市ホームページでお知らせします。

3. 令和8年5月から令和9年2月受付日程

5月入所以降は、入所希望月によって申込み受付期間が異なります。

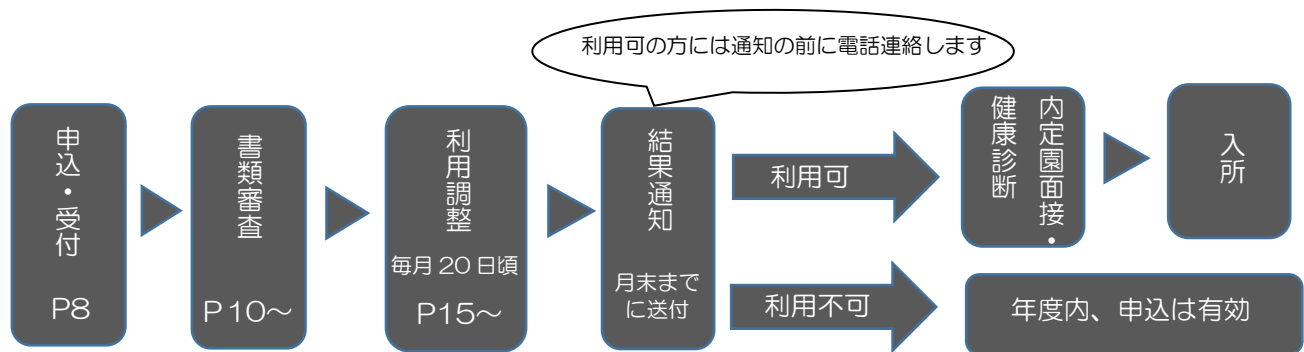
募集人員は前月末に市ホームページ（TOP>子育て・教育>子育て>子どもを預ける>認可保育所>令和8年度認可保育所等受入可能児童数について）に掲載します。

入所希望月	申込み受付期間（必着）	入所希望月	申込み受付期間（必着）
令和8年5月	3月16日～4月15日	10月	8月17日～9月15日
6月	4月16日～5月15日	11月	9月16日～10月15日
7月	5月18日～6月15日	12月	10月16日～11月13日
8月	6月16日～7月15日	令和9年1月	11月16日～12月15日
9月	7月16日～8月14日	2月	12月16日～1月15日

5月以降のお申込みはお子さんがお生まれになってからお申込みください。

保育施設等の受入が可能な年齢は、生後57日目からです。

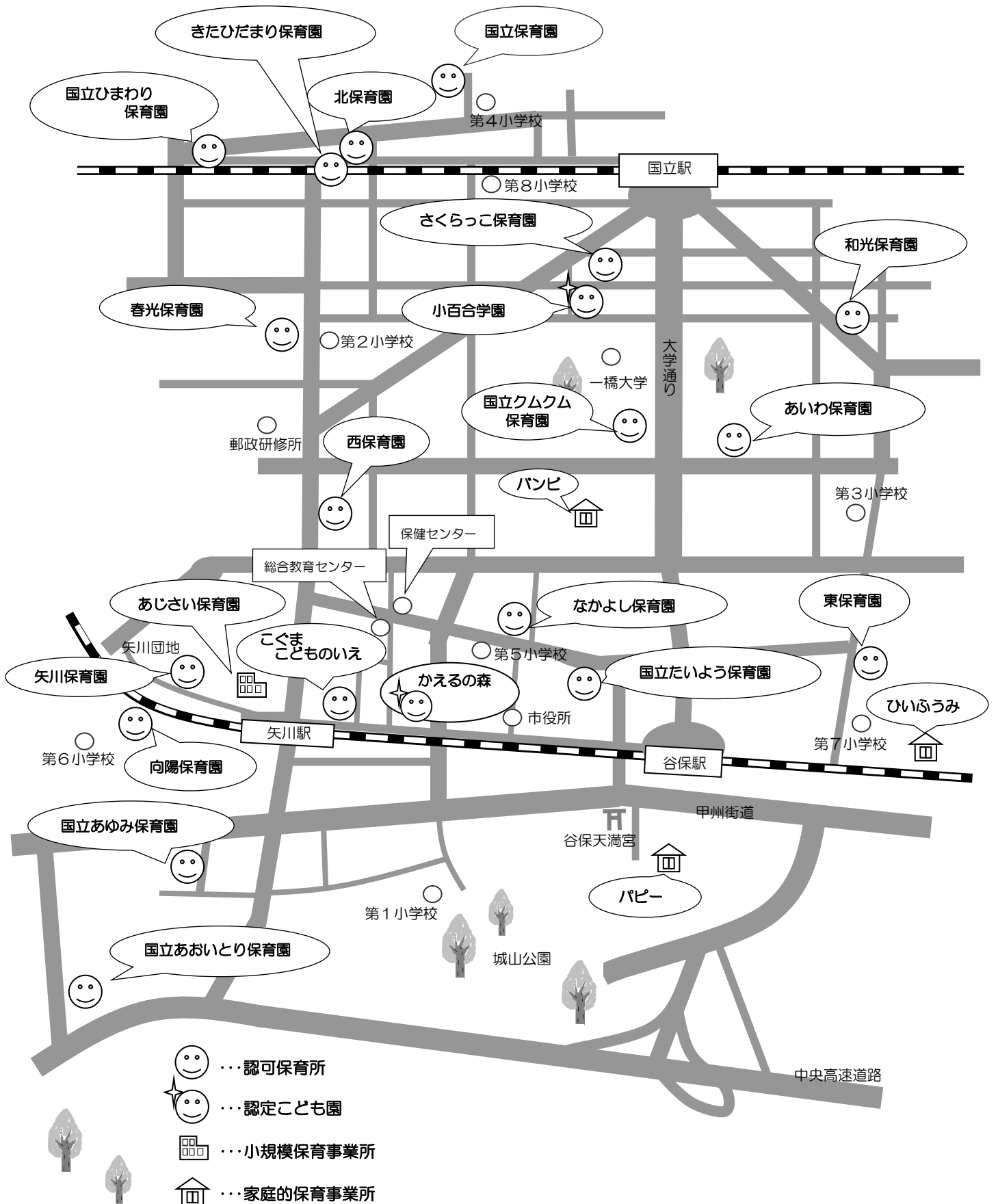
入所希望月の1日時点で57日目以降である月からお申込み可能です。







通年共通情報

- 申込み時点で市外在住の方は、お住まいの自治体にご確認の上お申込みください。（P9参照）
 転入予定のない市外在住1歳クラスの受付は行っておりません。
- 利用不可となった場合、年度内申込みは有効です。（P40「よくあるご質問」No.9参照）
- 申込み内容に変更のあった場合には、お届けが必要です。
- 転園申込みの内定を辞退した場合、元の施設には戻れません。
- 内定を辞退する場合は、内定取下書の提出が必要です。内定辞退後、引き続き入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。
- 利用不可の通知は、申込み月の初回のみ送付します。次月以降は、利用可の場合のみ電話連絡します。

市内保育施設MAP



-  ... 認可保育所
-  ... 認定こども園
-  ... 小規模保育事業所
-  ... 家庭的保育事業所

保育施設等を利用するための教育・保育給付認定

1. 保育施設の区分

認可保育施設とは、保護者の方が、就労や病気等のため、お子さんを保育できない時、保護者の方に代わって保育する施設です。

市役所で受付・利用調整を行う施設は以下のとおりです。

施設区分		内容
認可保育施設	認可保育所	児童福祉法に定められた国の基準を満たす保育施設です。
	認定こども園	保護者に代わって乳幼児を保育する保育施設と教育を希望する従来の幼稚園施設のふたつの機能をあわせもつ園です。 市内には幼保連携型（幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つタイプ）と保育所型（認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れなど、幼稚園的な機能を備えたタイプ）の園があります。
	地域型保育事業	小規模保育事業所 子ども・子育て支援制度に基づき、市が認可を行う事業です。 0歳から2歳のお子さんを対象に定員19人以下で保育を行います。
	家庭的保育事業所	市の基準に基づき、市の認可を受けた施設です。 0歳から2歳のお子さんを対象に定員3人以下で保育を行います。

2. 認定区分

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・施設型に移行した幼稚園を利用するには、保育の必要性や区分の認定を受ける必要があります。 ※集団生活に慣れさせる等の理由は保育を必要とする事由とはなりません（2号・3号の場合）。

保育施設等利用申込み書類等に基づいて、認定します。

認定区分	対象（4月1日現在の年齢）	利用施設
1号認定	幼稚園等で教育を希望する3～5歳	認定こども園・施設型に移行した幼稚園
2号認定	保護者が保育の必要性の基準に該当した3～5歳	認可保育所・認定こども園
3号認定	保護者が保育の必要性の基準に該当した0～2歳	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所

※3号認定は、満3歳の誕生日を迎える2日前までとなります。

※1号認定の入園は、幼稚園に直接お申込み・入園手続きとなります。2号認定、3号認定のみ市役所で申込みを受付、利用調整を行います。

※幼稚園（施設型未移行園）や、幼稚園の預かり保育の認定については、別冊「国立市内の認定こども園・幼稚園等のご案内」をご覧ください。

3. 保育を必要とする事由

児童福祉法に基づく児童福祉施設である認可保育施設へ入所できるお子さんは、原則、その家庭の保護者それぞれが、次のいずれかの保育の必要性があり、家庭で保育出来ない場合です。必要性がなくなった場合、原則退園となります。

なお、以下の(1)・(4)・(6)・(7)における保育の必要性は週3日以上かつ週12時間以上が最低基準です。

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産（出産予定月を挟んで、前後2か月、合計5か月間・多胎児の場合、産前は4か月）
※妊娠・出産要件で利用調整・入所された場合で復職予定の方は、妊娠・出産要件終了後、3か月間は復職準備期間として育児休業中でも在籍可能です（3か月後復職していただきます）。
- (3) 保護者の疾病・しょうがい
- (4) 看護・介護
- (5) 家庭の災害（火災・震災・風水害等）復旧にあっている場合
- (6) 求職活動
※原則短時間保育の利用のみで、入所後2か月以内に就労を開始する必要があります。
求職活動の結果、どうしても就労が決まらない場合は係までご相談ください。
- (7) 就学・技能習得
- (8) 育児休業中にすでに認可保育施設を利用して継続利用が必要と認められる場合
※育児休業対象のお子さんが1歳になる年度の末までの期間、原則短時間保育で利用可能
4歳・5歳クラスについては、卒園まで育児休業を要件に在籍可能です。
- (9) その他、上記に類する状態として市が認める場合

4. 保育の必要量（利用時間）

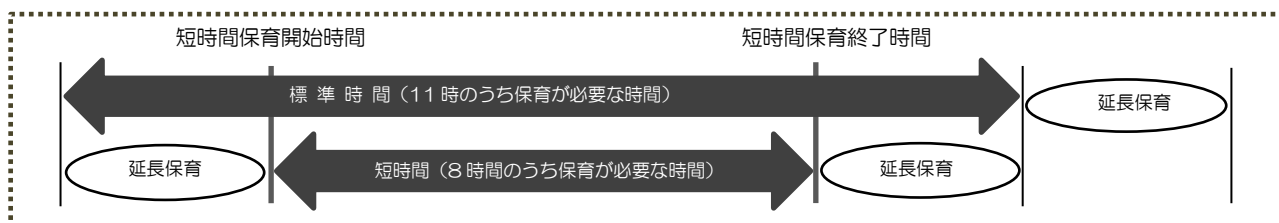
保護者の「保育を必要とする事由」により、「標準時間認定」または「短時間認定」で必要量を決定します。

認定区分	保育の必要量	事由
標準時間	1日最長11時間の中で必要となる時間	就労・妊娠・出産など
短時間	1日最長8時間の中で必要となる時間	求職活動・育児休業・短時間区分内での就労など ※家庭的保育事業所利用者については、短時間のみ

各施設の利用可能時間については、「市内の保育施設一覧」等でご確認ください。

「保育の必要量」は利用可能な最大の保育時間です。実際の保育時間は、各家庭の状況に合わせ、保育施設等の面談等で決まります。

各認定区分を超える時間については、別途延長保育料がかかります。家庭的保育施設は、月ぎめ延長保育の設定はありません。
※上記の表の区分は原則です。標準時間や短時間について事由にかかわらず変更してご利用したい場合は、ご相談ください。



※延長保育の料金等については、P22「延長保育実施施設・利用料一覧」をご覧ください。

5. 保育を必要とする事由や必要量を変更したとき

保護者の「3.保育を必要とする事由」や、「4.保育の必要量（標準時間認定または短時間認定）」に変更が生じたときは、別途手続きが必要です。月単位で変更しますので、前月末までに保育・幼稚園係の窓口でお手続きください。

申込みから入所まで

1. 入所の申込み

申込みは、月を単位として受付けています（ただし、3月1日入所は取扱いません）。

必要書類（P10～参照）を添えて、各入所希望月の受付日程（P2～参照）にあわせて、保育・幼稚園係にお申込みください。

保護者以外の方が提出される場合は、委任状が必要になります（市ホームページからダウンロード可）。

申込み後にお仕事やご家庭の状況に変更が生じたり、保育施設の利用の必要がなくなった場合は、保育・幼稚園係まで届けてください。（P12「その他 申込み後に必要な届け出」参照）

《利用決定について》

利用決定は申込み順でも抽選でもありません。「保育施設等利用調整基準」（P15～）に基づき利用調整を行います。

また、利用調整は保育施設ごとではなく、世帯ごとに行います。

施設型給付費等支給認定申請兼利用申込書にご記入いただく保育施設の希望順位は、募集人員集計後、退所等により空きが生じる場合もありますので、空き状況にかかわらず、行きたい順番に通える範囲内で記入することをお勧めしております。

記入のない保育施設については、利用調整対象外となります。

《年齢制限のある保育施設について》

こぐまこどものいえ・さくらっこ保育園・家庭的保育事業所（ひいふうみ・パピー・バンビ）・小規模保育事業所（あじさい保育園）は、2歳クラスまでの保育施設です。

3歳クラス以降は、改めてお申込みいただき、利用調整となります。（入所年齢に上限がある保育施設を卒園する*加点ポイントあり）*加点条件あり（P17 調整指数表番号 21）

国立保育園は1歳クラスから、国立富士見台団地風の子は、3歳クラスから5歳クラスの保育施設です。

《見学について》

行きたい保育施設については、通える範囲内で事前に見学されることを推奨しています。各保育施設に直接見学の申込みをしていただく他、各保育施設で行われる園庭開放の行事等をご利用ください。

《家庭的保育事業所について》

家庭的保育事業所（ひいふうみ・パピー・バンビ）に在籍中に市外へ転出された場合、その年度は在籍可能ですが、翌年度以降は退園となります。

～ご注意ください～

国立市では、一部の保育施設で数台分の駐車場の設置がありますが、全世帯の分を設けているわけではありません。駐車だけでなく、停車も不可の保育施設もありますので、車での登園については、必ず各保育施設にご相談ください。ご見学の際もご注意ください。

保育施設は、近隣の方々のご理解とご協力のもとで運営されていますため、各保育施設でのきまりをお守りいただきますようお願いいたします。

- 通園、または見学の際の違法駐車は、近隣の迷惑になりますので、絶対におやめください。
- 各保育施設のきまりを守って、通園、または見学していただくようお願いします。

市外の保育施設の申込みを希望される場合

転出予定	申込書類提出先	締切
入所希望月の前月末までの 転出予定あり	転出先の自治体の保育担当部署	転出予定先の自治体による
なし	国立市保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	希望園の所在自治体の締切日 1 週間前

年齢により転出予定がない方の区域外からの申込みを受け付けていない自治体もあります。

必要書類と利用調整について	
全員	自治体により必要書類が異なります。
転出予定の方	不動産（建物）契約書類・誓約書（転出者用）
転出が未確定の方・不動産書類が提出できない方	利用調整については自治体により異なります。

自治体によって受付条件・提出先・受付期間・締切日・必要書類などが異なります。

事前に転出先の自治体にご確認ください。

★国立市から転出されたら・・・

当該自治体で転入手続きをされたら、必ず、転出先の保育担当の窓口で、利用開始月前月末までに保育施設の手続きを行ってください。期日までに手続きを行わないと内定が取消しになる場合があります。

市外から国立市内の保育施設の申込みを希望される場合

転入予定	申込書類提出先	締切
あり <small>（入所決定の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方）</small>	国立市保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	国立市締切日
なし	お住まいの自治体の保育担当部署	国立市の締切日の 1 週間前

必要書類と利用調整について	
全員	P10～11 「申込みに必要な書類」をご確認の上ご提出ください。
転入が確定している方	不動産（建物）契約書類・*誓約書（転入者用）→入所決定の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方については、市民枠として利用調整
転入が未確定の方・不動産書類が提出できない方	市外枠で利用調整（市内児童が優先） 1 歳クラスと家庭的保育事業所は、申込み不可

※「誓約書（転入者用）」は国立市ホームページよりダウンロード可

- 家庭的保育事業所は、国立市民の方のみ（入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方）のみ申込み可。
- 転入予定なしの 1 歳クラスは、申込みを受付していません。

★国立市に転入されたら・・・

国立市に転入をされたら、必ず保育・幼稚園係（国立市役所 1 階⑨番窓口）で、利用開始月前月末までに保育施設の手続きを行ってください。期日までに手続きを行わないと内定が取消しになる場合があります。

2. 申込みに必要な書類

※3名以上の場合は、窓口、又はHPよりダウンロードいただくか、用紙をコピーしてお使いください



※手続きナビ
必要書類の
ナビゲーション
サイト



※市ホームページ
書類のダウンロード

★印の書類は、本しおりの最後にはさみこんであります。

★印以外の書類が必要な場合は、保育・幼稚園係までお越しいただくか、

市HP欄に○とある書類（所定様式）については、市ホームページからダウンロードできます。

(TOP>目的で探す 申請手続き>申請書ダウンロード 保育・幼稚園・認定こども園>保育所・認定こども園等関係書類のダウンロード)

No.	提出書類		市HP	
1	全員	★令和8年度施設型給付費等認定申請兼利用申込書	○	
2	全員	★保育施設等利用調査書（1の裏面）	○	
3	全員	★令和8年度保育施設利用申込書類添付票	○	
4	申込の方 2人以上	★きょうだい同時申込みに関するチェックシート	○	
5	全員	★保育施設等利用申込み用チェックシート	○	
6	全員	★マイナンバー（個人番号）提供書 ※郵送申込みの場合：マイナンバー（個人番号）提供書裏面に保護者1（申請者）の個人番号確認書類と身元確認書類を貼付してください。 ※窓口申込みの場合：保護者1（申請者）の個人番号確認書類と身元確認書類を持参ください。	○	
7	全員	★利用申込児童の状況書 ※申込み児童について、アレルギーやしょうがい等お子さんの状況が申込み時と変わった場合は、保育・幼稚園係まで、至急お届けください。	○	
8	保護者それぞれそれぞれ ※1 65才未満の同居祖父母	1 就労（外勤・自営）	① ★就労証明書（外勤の方は勤務先が記入） ② ★就労時間等の状況に関する申立書 ①の書類で就労日数、時間の記入がむずかしい場合 ③ 自営業主の方は、以下AとBを添付してください。 A:請負契約書、受注票、営業許可書、開業届、会社の登記簿謄本等の写し等 B:直近の確定申告の写し	①・②のみ○
		2 妊娠・出産	① 出産要件で利用申込される方の同意書 ② 母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載があるページ）	①のみ○
		3 疾病・しょうがい	診断書（家庭での保育が困難なことが記載されているもの）、障害者手帳 等	
		4 看護・介護	① 看護・介護の申立書 ② 添付書類（診断書、障害者手帳、介護保険証等）	①のみ○
		5 就学・技能習得	在学証明書、就学に関する申立書 等	○
		6 父母どちらかが不存在	① ひとり親家庭状況申告書 ② 離婚を前提に別居中（住民登録上）、かつ離婚調停中または裁判の手続きに入っている方は、調停期日通知書の写し等	①のみ○
		7 求職	提出書類はありません	
		8 災害・その他	市長が必要と認める書類	
※2 9	該当者	令和7年1月1日時点において国立市外に在住の方	※3 令和7年度課税証明書	
		令和8年1月1日時点において国立市外に在住の方	※4 令和8年度課税証明書	

必要書類は、マイナンバー（個人番号）提供書下部をご確認ください。

海外所得の方は、保育・幼稚園係までご相談ください。

- ※1 65歳未満（R9.4.1時点）の同居祖父母の方は、マイナス点をつけることでP10のNo.8の書類を省略できます。（P17調整指数表番号17）
- ※2 マイナンバーは利用者負担額（保育料）の階層決定に使用します。マイナンバーの記載がない場合でP10のNo.9に該当する方は、課税証明書をご提出ください（所得額・控除額の記載があるもの）。
利用調整については、課税証明書の提出がない場合、又は課税証明書に所得金額の記載がない場合、P15調整基準の同位における順位が確定できないため、同位の調整は最後になります。
- ※3 令和7年度課税証明書は、令和8年4月から8月の期間の利用調整に使用します（9月以降から申込み又は転園希望の方は不要です）。但し、非課税世帯の方は調整指数の加点がありますので、年度を通じて令和7年度課税証明書をご提出ください。
- ※4 4月利用調整の結果、待機となり9月以降も利用調整にかかる場合は、令和8年度課税証明書は、後日発行でき次第提出してください。

その他必要な書類 ※該当する方のみ

児童の状況	必要書類	市HP
お子さんに疾病やしょうがい、重いアレルギーがある場合	障害者手帳等 （アフィリキ-ヨックをおこすような重いアレルギーをお持ちの場合は、事前に医師の診断等が必要です） 医療的ケアが必要なお子さんについては、P14「配慮を必要とする児童の受入について」をご参照ください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、認可外保育施設に入園、または、入園予定のごきょうだいがいる場合 ・申込み児童が入所中の施設を年齢満了で卒園する事由での申込みの場合（市内認可保育施設在園の場合は除く） 	★在園証明書	○
その他	市長が必要と認める書類、希望保育施設のある区市町村長が必要と認める書類	

※提出された書類につきましては、原則として返却いたしません。必要な方は、提出前にコピー等されるようお願いいたします。

1. 締切日までにご提出いただいた書類で調整基準指数を計算しますので、必ず期日までに提出してください。
又、不備書類や追加書類が生じる可能性もありますので、締切日当日ではなく、余裕をもった書類の提出をお願いします。
2. 課税証明書以外の書類の有効期限は、原則として証明日から3か月以内です。
3. 育児・介護休業等に基づく休暇中の方は、保育施設に入所した場合、入所月の翌月1日までに復職することが必要です。
入所月の翌月1日までに復職しない場合は利用決定の取消し、又は退園となります。
（例：5月1日復職の方は4月1日からの申込みが可能です）
利用決定後に、育児休業から復職される方は復職証明書を提出していただきます。
4. 就労内定で申込みされていた方は、入所月の末日までに就労開始することが必要です。
利用決定後に、就労開始後の証明日の就労証明書を再提出していただきます。
5. その他保育の必要性が確認できる書類によっては、利用決定後再提出をお願いする場合があります。
6. 利用決定後であっても、申込み時と保育の必要性の事由が異なり、調整基準指数が下がったり、虚偽の申込みであることが判明した場合は、本来の優先順位と異なる可能性があるため、利用の決定が取消しとなる場合があります。
（例：利用決定後の転職（調整指数が下がる場合）、勤務時間の短縮は、利用調整に影響があるため、決定の取消しとなります。）
7. 市民枠として利用調整した場合、利用決定は、利用開始月の前月末日までに国立市に住民票があることが条件となります。
利用決定後、利用開始月の1日以前に国立市外に転出した場合は、入所取消しとなります。

3. その他 申込み後に必要な届け出

申込み後又は入所後に、ご家庭の状況に変更があった場合、お届けが必要となります。利用調整にかかりますので、早めにお手続きください。

★の事項は利用者負担額（保育料）の階層変更にかかわる可能性があります。

市内で転居	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。
市外へ転出	「保育所等利用申込取下書」・又は「退所届」を提出してください。 ・転出後も引き続き申込み、または、入所の継続を希望する場合は、転出先の自治体でお手続きが必要です。
世帯構成の変更 (★婚姻・★離婚・氏変更など)	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・婚姻により世帯構成が変わった方は、配偶者の就労証明書、マイナンバーの記入・課税証明書（利用調整にかかる方のみ・P10～11 参照）も提出してください。
転職・★退職	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・転職の方は、就労証明書も提出してください。 ・利用時間の認定区分(標準時間・短時間)が変更になる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も提出してください。
★就労の開始 勤務内容(時間や日数等)の変更	「就労証明書」を提出してください。 ・育児短時間勤務制度の時間や日数が変更になる場合も提出が必要です。 ・就労内定で提出済みの方は、就労開始後の証明日で就労証明書を再提出してください。
妊娠・出産	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・妊娠の場合は、母子手帳の写し(表紙と出産予定日のページ)も提出してください。 ・産前産後休暇や育児休業の取得については、時期により申込み内容や入所後の在籍期間が異なりますので、保育・幼稚園係までご相談ください。
希望保育施設の変更・追加	「希望保育施設申込内容変更届」を提出してください。 転園希望の場合は、「転園希望申込書」を提出してください。
お子さんの状況の変化	お子さんの成長に伴い、アレルギーや身体状況に申込み時の内容と変更があった場合、児童の状況書を提出してください。



4. 利用調整・利用決定

提出いただいた申込みに必要な書類をもとに、P15～17の保育施設等利用調整基準指数を世帯単位で指数化し、順位付けを行います。

利用調整は、先着順や保育施設ごとではなく、保育を必要とする事由の高い方(調整基準指数の高い方)から、クラスごとの定員の範囲内において、その方の希望順位の上位の保育施設になるように調整します。同位の際の利用調整方法等については、P15の保育施設等利用調整基準でご確認ください。

市内児童を先に利用調整を行い、空きがあった場合のみ市外児童の利用調整を行います。(P9参照)

転入予定が確定されている方(利用不可となった場合でも転入される方)は市内児童として利用調整します。

<利用調整例>

・点数のつけ方

例) 保護者1: 外勤(週5日・40時間以上)

保護者2: 外勤(週5日・33時間以上 時短勤務)

	基準指数	調整指数	計
保護者1	90	0	90
保護者2	80	5	85

↑
世帯合計 175

《保護者それぞれの状況に加点》

- ・基準指数
 - ・調整指数表の番号1～6
- 《該当する世帯に加点》
- ・上記以外の調整指数

・利用調整のしくみ

例) A保育園、B保育園、C保育園ともに募集が2人の場合

1歳児クラス	点数	希望園	調整結果
子ども1	181	A・C・B	A園に内定
子ども2	180	A・C	A園に内定 →A園満員
子ども3	179	A	待機
子ども4	176	A・C	C園に内定
子ども5	175	C・B	C園に内定 →C園満員
子ども6	173	C・A・B	B園に内定
子ども7	172	B・A	B園に内定 →B園満員

結果については、P2「令和8年4月入所申込み日程」のとおり通知します。

5. 健康診断について

入所決定した場合、入所前に健康診断を受診していただき(指定医療機関は無料)、保育施設と面談を行った上で、当月1日が入所日となります。

健康診断書は、入所決定の通知に同封します(こぐまこどものいえに入所決定した場合は、健康診断は保育施設指定の医療機関のみとなるため健康診断書は同封しません)。

配慮を必要とする児童の受入について（医療的ケアやしょうがい、食物アレルギー等）

市内の保育施設では、しょうがいやアレルギー等、配慮が必要なお子さんの受入を行っております。まずは、保育・幼稚園係までご相談ください。

受入の目安は、保育施設によっても異なりますが、しょうがい等の程度が中軽度であり、**集団保育が可能**であるお子さんです。療育は原則行いません。

各保育施設で受入に尽力しているところですが、「子どもの最善の利益」を最優先に考え、医療的ケア、しょうがい、アレルギー等の程度や状況、お子さんの体力等により、やむを得ず新年度の受入が困難な場合や年度途中から受入れる場合、お子さんをお預かりできる時間が短くなる場合等が生じることもあります。また、重度の食物アレルギーがある場合やアレルギー源の内容によっては、お弁当を持参いただく等、ご家庭のご協力もお願いする場合があります。

医療的ケア等を要するお子さんの入所申込みをお考えの際も、**必ず個別にご相談ください**。なお、受け入れ時期は4月1日入所の1次受付を基本とします。

なお、配慮を要するお子さんについては、必要に応じて診断書の提出や主治医の先生等に医療情報等の確認をとらせていただくとともに、安心、安全にお預かりするために、市内医師会、小児科医会と協議する場合があります。

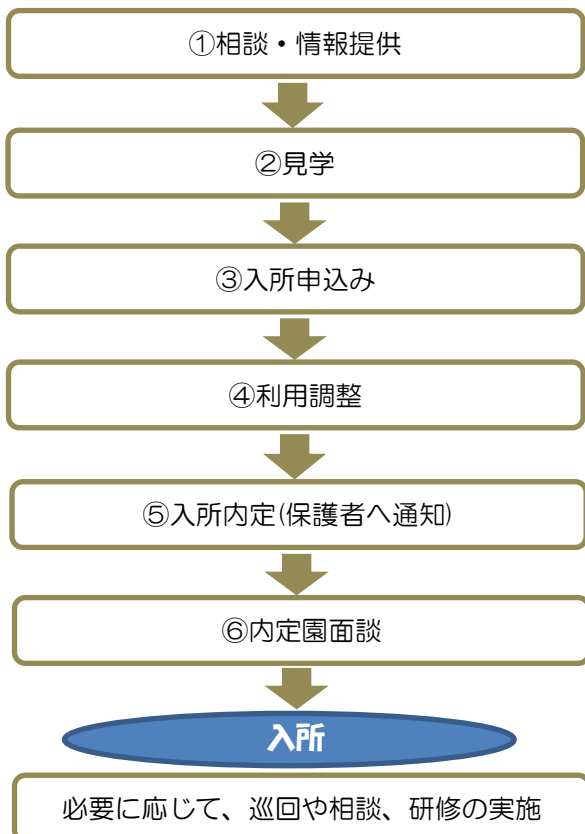
利用調整で内定となった後に、しょうがいやアレルギー等が新たにわかった場合、改めて利用調整を行う必要があり、受入が困難となる場合もありますので、お子さんのご状況については、申込み時に正しく詳細にご記入ください。

申込み書類を提出した後に判明した場合も、必ずお申し出ください。

医療的ケアを必要とするお子さんの入所については、別冊「医療的ケアの必要なお子さんの保育施設等入所のご案内」もご覧ください。

配慮を要するお子さんの入所の相談から 申請受付・入所のながれ(イメージ図)

※左記はイメージであり、お子さんの状況や相談の内容により、変更となる場合があります。医療的ケアが必要なお子さんは、早めのご相談をお願いします。



お子さんの様子をお教えいただくことで、入所した際に、お子さんにとってより良い保育環境をご用意できるようにしたいと考えています。

まずはお電話にて保育・幼稚園係へご連絡ください。お話を伺う日にちのお約束をいたします。

☎042-576-2427（直通）



保育施設等利用調整基準

保育施設等において、利用希望児童数が受入可能児童数を超えた場合は、下記の調整基準指数により利用調整を行い、入所児童を決定いたします。

調整基準

(1)	世帯の調整基準指数の順位により調整を行います。 (調整基準指数は、対象児童の保護者それぞれの基準指数(下記基準指数表による)と世帯の調整指数(下記調整指数表による)を合算して求めます)
(2)	(1)の調整により同位の場合、下記基準指数表の優先順位により調整を行います。
(3)	(2)の調整により同位の場合、世帯の基準指数の順位(対象児童の保護者それぞれの基準指数(下記基準指数表による)の合算)により調整を行います。
(4)	(3)の調整により同位の場合、世帯の所得の低い順位により調整を行います。

基準指数表

優先順位	保護者の状況		基準指数	
4	外勤	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90	
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80	
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70	
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60	
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50	
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40	
5	自営 (居宅外)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90	
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80	
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70	
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60	
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50	
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40	
	自営 (居宅内)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	88	
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	78	
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	68	
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	58	
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	48	
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	38	
8	内職	週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	30	
10	求職	就労内定又は開業予定の場合(派遣労働者であって、育児休業からの復職を予定しているものを除く。)	備考4	
		求職活動中	20	
11	育休継続	育児休業を取得中に転園し、引き続き育児休業を継続して取得する場合	30	
7	出産	出産のため保育に当たれない場合	60	
3	疾病・しょうがい	疾病・傷病	入院(おおむね1か月以上)・入院予定	100
			常時病臥(が)・精神疾患・感染症	100
		一般療養		60
		しょうがい	身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～2度	100

			身体障害者手帳3級・愛の手帳3度	80
			身体障害者手帳4級・愛の手帳4度	60
6	介護看護	居宅外介護・看護	週5日以上、日中週32時間以上の付添い	80
			週4日以上、日中週22時間以上の付添い	60
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い	40
		居宅内介護・看護	重度心身しょうがい者等の介護・看護	100
			常時観察・日常介護	70
			上記以外の居宅介護・看護	50
2	災害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たれない場合		100
1	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等		100
9	就学	就学技能取得等のため、保育に当たれない場合		70

備考

- 1 保護者からの申込みに基づき、必要な書類が提出された場合にのみ適用する。
- 2 外勤の場合であって、短時間勤務制度等を利用しているときは、契約上の勤務時間ではなく、短時間勤務制度等利用後の勤務時間で基準指数を決定する。
- 3 就労日数の実績が、勤務先の定める制度上の休暇・休業以外の理由により契約上の勤務日数を下回るときは、就労日数の実績に基づき基準指数を決定する。
- 4 保護者の労働形態に対応する基準指数を適用する。

調整指数表(調整指数番号12について、分かり易くするために条例施行規則の条文と一部表記を変えています。加算条件や点数は変わりません。)

	番号	条件	調整指数
保護者の状況	1	保護者のいずれかが単身赴任中である場合	+4
	2	短時間勤務制度等を利用し、短時間の勤務となる場合(就労時間が週40時間に満たない場合。)	+5
	3	保育施設等の利用開始希望日後に、産前産後休暇終了により復職予定である場合	+2
	4	保護者の両方又はいずれかが、市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育を行う事業所、家庭的保育を行う事業所、認可外保育施設又は幼稚園において、就労する場合(市内利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。)	+2
	5	自営業主が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類が不足している場合	-3
	6	自営業主が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類を提出しない場合	-6
世帯の状況	7	多胎児の新規利用申込みの場合	+8
	8	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の2人の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	+10
	9	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の3人以上の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	+13
	10	現在同一世帯の2人の小学校就学前子どもがそれぞれ別の保育施設等を利用している場合であって、同じ保育施設等を利用することを希望する場合	+5
	11	同一世帯に保育施設等の利用申込みを行わない幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもがいる場合(認定こども園を利用する小学校就学前子どもについては、認定区分が1号認定の場合に限る。)	+10
	12	利用申込就学前子どもにしょうがいがある場合	+15
	13	利用申込就学前子どもが医療的ケアを必要とする場合(12と合算不可)	+30

	14	医療的ケアを必要とする小学校就学前子どもが、現在保育施設等を利用している場合であって、同一世帯の他の小学校就学前子どもが保育施設等の利用申込みをする場合（就労時間が週40時間に満たない場合。ただし、調整指数は就労の基準指数の上限を超えないものとする。）	+20
	15	ひとり親世帯（同居人なし）	+80
	16	ひとり親世帯（同居人あり）	+74
	17	健康で不就労の同居の祖父母（65歳未満）がいる場合	-10
	18	生計中心者が求職中の場合	+80
	19	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯で、保育の実施が当該世帯の自立に効果的であると市長が認めた場合	+20
	20	保育施設等の利用開始希望日の属する年度の前年度市区町村民税が非課税の世帯	+10
保育の状況	21	入所年齢に上限のある認可保育所、認可外保育施設等を卒園し、又は入所当時に定められた入所期間が満了し、引き続き別の保育施設等を利用する申込みをする場合（市内利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。）	+40
育休	22	市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育又は家庭的保育を行う事業所に入所している小学校就学前子ども（就労を要件として、入所した者に限る。）の保護者が育児休業を取得したことにより、認可保育所等を退所した場合において、育児休業明けに当該小学校就学前子どもについて利用申込みをする場合（6か月以上の退所期間がある場合に限る。）	+80
その他	23	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1～2級・愛の手帳1～2度・要介護4～5程度の者を介護・看護する場合	+10
	24	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級・愛の手帳3度・要介護2～3程度の者を介護・看護する場合	+4
	25	基準指数表において居宅外介護・看護又は居宅内介護・看護に該当する者が、児童にとって扶養義務者に当たる者を介護・看護する場合	+30

利用者負担額（保育料）・給食費（副食費）・延長保育利用料について

1. 利用者負担額（保育料）の第1子無償化について

認可保育施設へ入所したお子さんの保護者には、利用者負担額（保育料）として運営費等の一部を収入に応じて負担していただいていたが（3歳から5歳クラス在籍と都内在住第2子以降はすでに無償化）、令和7年9月より、東京都の第1子保育料無償化により、認可保育施設に在籍する市内在住のすべてのお子さんの利用者負担額（保育料）が収入に関わらず無償化されました。

2. 利用者負担額（保育料）階層の決定

利用者負担額（保育料）の保護者負担がなくても、国への実績報告や3歳から5歳クラスの給食費（副食費）の決定、0歳から5歳クラスの延長保育利用料の決定にあたり、これまでどおりすべての方の保育料階層を定める必要があります。4月から8月までが前年度市区町村民税所得割額で、9月から翌年3月までが当年度市区町村民税所得割額で決定します。

利用者負担額決定通知書は、4月入所の世帯と継続入所の世帯については3月下旬に送付します。4月入所以外の方については、保育料階層を決定次第送付します。

3. 利用者負担額（保育料）階層の変更手続きのお願い

結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により市区町村民税所得割額が変更になった場合等は、保育料階層を再計算しますので、保育・幼稚園係で変更のお手続きをお願いします。

また、所得の修正についても随時見直しをおこない、変更となる世帯には、利用者負担額変更通知を送付します。

利用者負担額（保育料）階層の変更は、届け出の翌月以降になります。

4. 給食費（副食費）について

利用者負担額（保育料）が無償化されても、免除世帯を除き3歳クラスから5歳クラスの給食費（副食費）は別途徴収となります。公立園は市役所に、私立園は園にお支払いいただきます。給食費（副食費）の詳細は、P21をご覧ください。

5. 延長保育利用料について

利用者負担額（保育料）が無償化されても、P20のA階層B階層以外の世帯は、延長保育利用料を徴収します。延長保育利用料は、公立園は市役所に、私立園は園にお支払いいただきます。延長保育利用料の詳細はP22をご覧ください。

なお、A階層B階層の世帯で延長保育利用料が免除となるには、園に免除申請のご提出が必要となる場合がありますので、詳しくは園にお問合せください。

延長保育利用料等を支払うことが困難な場合は、お早めに保育・幼稚園係へご相談ください。なお、滞納が続く方には児童手当からの直接徴収をお願いすることもあります。

6. 利用者負担額（保育料）の減免による階層の変更

以下の事由に該当される場合には、利用者負担額（保育料）の階層の減免制度がありますので、詳しくは保育・幼稚園係へ相談してください。なお、減免を受けることができるのは、（１）を除き、申請をして、その決定を受けた月の翌月以降の利用者負担額からとなります。

- （１）生活保護による保護の適用を受けたとき又は中国残留邦人としての支援給付受給世帯となったとき
- （２）市税が非課税又は免除されたとき
- （３）市税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき
- （４）前年度分の市税が均等割以下に減額されたとき
- （５）災害等により一定金額以上の損失が生じたとき
- （６）一定金額以上の医療費を支出したとき
- （７）前年の主たる移動者が失業したとき（退職所得１００万円以上のときは除く）

7. 公立園の延長保育利用料と給食費（副食費）のお支払い

お支払い方法は、原則として「口座振替」となります。

公立園に利用可となった世帯には、口座振替の依頼書を送付しますので、お早めに手続きをお願いいたします。振替開始月はお手続きをされた月の翌月または翌々月からとなります。口座振替でのお手続きが間に合わない場合、１５日前後にお送りする納入通知書にてお納めください。

きょうだいがすでに口座を登録している場合でも、新規利用の児童について利用申込みが必要です。

口座振替の手続き等については、口座振替の依頼書に同封している説明書でご確認ください。

納期限日及び口座振替日は毎月末日です（月末日が土・日・祝休日の場合は翌平日となります）。

ただし12月・3月につきましては、25日が納期限日及び口座振替日となりますのでご注意ください（25日が土・日・祝休日の場合は翌平日となります）。

なお、私立園のお支払いについては、在籍の保育施設にご確認ください。

利用者負担額（保育料）の階層決定が遅れた場合、口座登録済みであっても、さかのぼる月については、納入通知書でのお支払いとなります。

●小百合学園について

小百合学園に2、3号認定で在籍の方が3歳児クラスに進級の際、別途入園準備料として7万円の納入が必要です。諸費用その他については、別途施設にお問合せください。

認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表 (単位：円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		3歳未満児 (月額)		3歳以上児 (月額)		
		標準時間保育	短時間保育			
階層	市民税等による定義					
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	0	
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分市民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	当該年度分の市民税が均等割額のみ	0	0	0
		2	当該年度分の市民税の所得割額が28,000円未満	0	0	0
		3	28,000円～48,600円未満	0	0	0
		4	48,600円～57,700円未満	0	0	0
		5	57,700円～67,400円未満	0	0	0
		6	67,400円～77,101円未満	0	0	0
		7	77,101円～87,000円未満	0	0	0
		8	87,000円～97,000円未満	0	0	0
		9	97,000円～111,400円未満	0	0	0
		10	111,400円～125,800円未満	0	0	0
		11	125,800円～140,200円未満	0	0	0
		12	140,200円～154,600円未満	0	0	0
		13	154,600円～169,000円未満	0	0	0
		14	169,000円～190,100円未満	0	0	0
		15	190,100円～211,201円未満	0	0	0
		16	211,201円～233,650円未満	0	0	0
		17	233,650円～256,100円未満	0	0	0
		18	256,100円～278,550円未満	0	0	0
		19	278,550円～301,000円未満	0	0	0
		20	301,000円～349,000円未満	0	0	0
		21	349,000円～397,000円未満	0	0	0
		22	397,000円～445,000円未満	0	0	0
		23	445,000円～493,000円未満	0	0	0
		24	493,000円～	0	0	0

備考

- (注1) 「3歳未満」「3歳以上」の年齢区分は入所した日の属する年度の初日の前日における満年齢によるものとします。
- (注2) 令和7年9月より、東京都の第1子保育料無償化にあわせて、認可保育施設に通う市内在住のすべてのお子さんの保育料が無償化になりました。※教材費、行事費、延長保育料等は無償化の対象外です。
- (注3) 保育料負担がなくても入園選考の際の優先順位、給食費(副食費)、延長保育料額の決定などに保育料階層を定める必要があります。
- (注4) この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項及び第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいいます。この場合において、市民税の賦課期日において指定都市(地方自治法第252条の19第2項)の区域内に住所を有する者については、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算定するものとする。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とします。
- (注5) 次に掲げる規定は適用しないものとします。
- (1) 『寄附金控除』(国及び地方公共団体に対する寄附金)
 - (2) 『配当控除』
 - (3) 『外国税額控除』
 - (4) 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』
 - (5) 『住宅耐震改修特別控除』
 - (6) 『住宅特定改修特別控除』
 - (7) 『認定長期優良住宅新築等特別控除』



給食費(副食費)について

《3歳から5歳クラス給食費(副食費)一覧表》

区分	園名	給食費(月)
認可保育所 (公立)	なかよし	4,500円
	西	4,500円
	東	4,500円
認可保育所 (私立)	春光	4,500円
	国立	4,500円
	和光	4,500円
	あいわ	4,500円
	向陽	4,500円
	国立あゆみ	3,500円
	北	4,500円
	国立あおいとり	3,500円
	きたひだまり	4,500円

区分	園名	給食費(月)
認可保育所 (私立)	こぐま こどものいえ	
	国立たいよう	4,500円
	さくらっこ	
	国立クムクム	4,500円
	国立ひまわり	4,500円
	矢川	4,500円
	(こども認定 私立)	小百合学園
かえるの森		4,500円
(小規模 私立)	あじさい	
(家庭的 私立)	ひいふうみ	
	パピー	
	バンビ	

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまったことにもない、これまで、利用者負担額の一部として徴収していた給食費(副食費=おかずにあたる部分)を、保育施設で徴収することになりました。

3歳から5歳クラスの給食費(副食費)は、国制度の無償化の対象外のため、各保育施設で設定した給食費(副食費)をお通りの保育施設に納入していただきます(公立は市で徴収)。金額は上記表のとおりです。

口座振替をご利用された場合、振替手数料がかかる場合があります。詳しくは各保育施設にお問合せください。

0歳から2歳クラスは、これまでどおり給食費(副食費)は利用者負担額に含まれますので、東京都の第1子以降の利用者負担額無償化により給食費(副食費)の負担はありません。

3歳クラスから5歳クラスで、認可保育施設に在籍する第3子(保育施設に在籍する就学前のお子さんを第1子としてカウントします)以降のお子さん、市区町村民税所得割額57,700円未満の世帯は、給食費(副食費)が免除となります。

又、要保護世帯(ひとり親世帯、在宅障害の方を税額控除している世帯で年収約360万円未満相当)の方については、77,101円未満の世帯が給食費(副食費)が免除となります。

延長保育実施施設・利用料一覧

・延長料金は、変更となる場合があります。
延長保育の申込み、詳しい内容については各保育施設へお願いします。

区分	園名	短時間保育の延長		月ぎめ延長保育（事前申込み）		スポット（1日）利用		受入年齢	
認可 保育所	なかよし・西・東	1回につき	500円	2,500円		1日につき	500円	0歳～	
	春光	1回につき （～18：15）	500円	3歳未満	4,000円	15分につき	500円	満1歳～	
				3歳以上	3,000円				
	国立	7:15～8:30 16:30～18:15 18:15～18:45 18:15～19:00 18:15～19:15	600円 600円 1,500円 2,000円	3歳未満	5,000円	18:15～18:45	600円	1歳～	
						18:15～19:00	1,500円		
				3歳以上	4,000円	18:15～19:15			2,000円
						19:15から15分超過ごと600円			
				和光 （土曜は延長保育なし）	1回につき （～18：15）	500円	3歳未満		午後6時30分まで
	午後7時15分まで	5,000円	午後7時15分まで					1,500円	
	3歳以上	午後6時30分まで	2,000円				午後6時30分まで	500円	
		午後7時15分まで	3,000円				午後7時15分まで	1,000円	
	あいわ			3歳未満	4,000円	15分につき	500円	満1歳～	
				3歳以上	3,500円				
	向陽			3歳未満	3,500円	15分につき	500円	満1歳～	
				3歳以上	3,000円				
	国立あゆみ			2,500円		30分につき	1,000円	0歳～	
	北	7:15～8:30 16:30～18:15 18:15～18:45 18:15～19:00 18:15～19:15	1回につき 600円	3歳未満	5,000円	18:15～18:45	600円	満1歳～	
						18:15～19:00	1,500円		
			3歳以上	4,000円	18:15～19:15		2,000円		
	国立あおいとり	1回につき （～18：15）	500円	2,500円		30分につき	1,000円	0歳～	
	きたひだまり	7:15～8:30 16:30～18:15 18:15～18:45 18:15～19:00 18:15～19:15	1回につき 600円	3歳未満	5,000円	18:15～18:45	600円	満1歳～	
						18:15～19:00	1,500円		
			3歳以上	4,000円	18:15～19:15		2,000円		
	こぐまこどものいえ	16：30～ 18：00 18：00～ 20：00	1回につき 500円	18：00～ 19：00	3,000円	19：00まで	500円	0歳～	
1回につき 1,000円			18：00～ 20：00	5,000円	20：00まで	600円			
国立たいよう	1回につき （～18：15）	500円	2,500円		15分につき	500円	満1歳～		
さくらっこ	1回につき （～18：15）	500円	4,000円		～18：45まで	500円	0歳～		
					以降15分につき	500円			
国立クムクム	1回につき （～18：15）	500円	3歳未満 3歳以上	4,000円 3,500円	15分につき	500円	満1歳～		
国立ひまわり	7:15～8:30 16:30～18:15 18:15～18:45 18:15～19:00 18:15～19:15	1回につき 600円	3歳未満	5,000円	18:15～18:45	600円	満1歳～		
					18:15～19:00	1,500円			
		3歳以上	4,000円	18:15～19:15		2,000円			
矢川	1回につき	500円	2,500円		1日につき	500円	0歳～		
こども も定 園	小百合学園 （土曜は延長保育なし）	1回につき	500円	3歳未満 3歳以上	4,000円 3,000円	15分につき	500円	0歳～	
	かえるの森	7:30～8:00 16:00～ 18:30	1時間 200円	なし		公共交通機関の遅延時のみ 15分につき （18:45まで）	500円	3歳～	
小 模 規	あじさい （土曜の延長保育は応相談）	1回につき	500円	4,000円		15分につき	500円	満1歳～	
家 庭 的	ひいふうみ	8時間を超える部分は、 スポット（1日）利用		スポット（1日）のみのため設定なし		30分につき800円 公共交通機関の遅延の他は、 月1～2回程度		各施設に お問合せ ください	
	パピー								
	バンビ								

備考：利用者負担額の階層区分がA又はBの場合、延長保育料が免除となります（別途申請が必要となる場合があります）。

入所してから

1. 延長保育

「標準時間認定」・「短時間認定」の設定時間を超える保育を希望する場合は、利用決定後に事前に保育施設へご申請ください。（別途延長保育利用料がかかります。）

短時間保育の認定を受けた方は、短時間設定時間以外の保育を利用した場合にも別途延長保育利用料がかかります。（短時間利用設定の月ぎめ延長保育はありません。）家庭的保育施設は、短時間設定のみで、月ぎめ延長保育は行っていません。

2. なれ保育

入所後には、1～2週間程度のなれ保育があります。この期間は、午前中の数時間保育から始めて、徐々にお子さんが新しい環境に慣れていくための期間です。保育施設でのお子さんの状況により、なれ保育期間が異なりますので、詳細については各保育施設に相談してください。なお、この期間中の給食費（副食費）等の日割り計算や減額措置は行っていませんので、ご了承ください。

3. 土曜保育

認可保育施設は、原則、教育・保育給付認定（P7 参照）で認められた事由以外では利用することが出来ませんのでご了承ください。個別の事情などにつきましては、各保育施設等へご相談ください。

4. 保育施設内で体調不良になった場合や病後の対応について

入所中のお子さんが保育施設内で体調不良となった場合は、集団保育の関係上、早めのお迎えをお願いします。発熱の場合で、保護者の方に連絡をした時点では熱があっても、お迎えの時点では解熱していることもあります。小さいお子さんの容態は変化しやすいため、その場合もそのまま引取りをお願いしています。

特定の感染症（風疹や水痘など）にかかった場合は、回復後保育施設の登園時に、必ず医師から登園許可証を発行してもらう必要があります。インフルエンザ等一部の感染症については、保護者記載の登園届の提出が必要です。また、登園許可証は必要でなくても、登園前に医師の診断をお願いしている病気（手足口病等）もあります。詳細については、入所後に保育施設にて確認ください。

保育施設ではさまざまな年齢のお子さんが集まって保育が行われています。病後の回復期は特に身体が弱っている時期にあたりますので、医師に集団保育が可能なのかよくご確認の上、保育施設をご利用ください。

なお、市内には病児・病後児保育室つくしんぼ、小児総合医療センター（府中市）内に国立市・府中市・国分寺市による病児病後児保育施設くるみがあります。お仕事が休めない場合等のご利用をご検討ください。どちらも事前登録・事前予約制です。お問合せ先はP70をご参照ください。

5. 転園希望

転園希望の場合は、「保育施設等転園希望申込書」を保育・幼稚園係へご提出ください。年度途中の転園希望については、原則として、新規の入所申込みの方を優先します。（転園希望のうち、きょうだい別園の方や、市外園在籍者は、新規扱いとします。なお、4月利用調整については、転園希望も新規の入所申込みと同様に利用調整を行います。）

転園が決まりますと、在園中の保育施設等には他のお子さんの入所を決定しますので、いかなる理由であっても在園中の保育施設等へ戻ることができません。

また転園は、お子さんの保育環境を大きく変えることであり、負担が大きいため、度重なる転園はおすすめできません。転園を希望する際は、見学に行くなど、よくご検討の上で申込みください。

なお、転園を希望されなくなった場合には、すみやかに転園希望の取り下げをしてください（転園決定後の取り下げはできません）。転園希望の申込みも、当年度内についてののみ有効です。

6. 退所・休園

◆退所について

次の場合、退所する月の15日までに保育・幼稚園係へ退所届を提出してください。

- (1) 保育の必要性がなくなったとき
- (2) 長期にわたり保育施設へ通園しないとき（届出がなくても退所となる場合があります。）
- (3) 国立市外に転出したとき

※保育・幼稚園係での所定の手続きにより、転出先の区市町村から引き続き在園可能です。

ただし、家庭的保育事業は、転出した年度に限り在園可能です。

- (4) 入所児童の疾病等の理由により、保育の実施が困難であると認められたとき
- (5) 施設型給付費等認定申請兼利用申込書、その他の提出書類に、虚偽の記載が認められたとき
- (6) 保護者から退所の申し出があったとき

※ 保育施設への届出が済んでいても、保育・幼稚園係に退所届が提出されるまでは、正式な手続きは完了していません。
そのため、引き続き給食費（副食費）等をお支払いいただく場合があります。

◆休園について

保育施設は、月を単位に入所していただくので、原則1か月を超える休園は認めていません。ただし、お子さんの疾病や入院、下のお子さんの出産に伴う里帰り等については、3か月程度休園することが可能な場合もあります。

休園中に、里帰り先で保育施設や幼稚園を利用することはできません。（2重在籍不可・ただし私的利用を除く）

休園中も給食費（副食費）等が発生します。必ず事前に保育・幼稚園係にご連絡ください。

7. 次年度以降の継続について

保育施設に入所中で、翌年度も引き続き入所を希望する方には、毎年10月から11月頃に継続する要件の確認を行います。市内の保育施設に入所している方は、各施設を通して書類を送付します。

市外の保育施設に入所している方は、郵送にてご自宅に書類を送付します。

確認の結果、保育の必要性が認められない場合は、退所となります。

8. その他

- ・年長児のお昼寝について…就学に向け、徐々にお昼寝の回数を減らしたり、時間を短くしたりして、お昼寝の習慣をなくしていきます。
- ・緊急時について…緊急時には一斉メール送信システム等を活用しています。（保育施設により異なります）
- ・お届けについて…その他、入所後にご家庭の状況に変更があった場合、保育施設にお伝えいただくだけでなく、保育・幼稚園係にもお届けが必要となります。P12「その他 申込み後に必要な届け出」をご確認ください。